○新温泉町住宅耐震改修促進事業実施要綱

平成29年３月27日告示第34号

改正

平成30年９月25日告示第67号
令和３年３月26日告示第61号
令和７年３月26日告示第68号
令和８年３月30日告示第81号

新温泉町住宅耐震改修促進事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、住宅の耐震化の促進を図ること及び地震による住宅の倒壊から町民の生命を守ることを目的に新温泉町内の住宅の所有者が行う耐震改修工事等に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関して必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　住宅　一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう、次の設備要件を満たしている建物又は建物の一部のことをいう。

ア　一つ以上の居室

イ　専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下この項において同じ。）の炊事用流し（台所）

ウ　専用のトイレ

エ　専用の出入口

（２）　戸建住宅　一つの建物が一つの住宅となっているものをいう。

（３）　共同住宅　前号に掲げるもの以外の住宅をいう（長屋住宅を含む。）。

（４）　耐震診断　次のいずれかに該当するものをいう。

ア　一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2025年改訂版、2012年改訂版、2004年改訂版）による一般診断法又は精密診断法

イ　一般財団法人日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（2025年改訂版、2011年改訂版、1996年版）による耐震診断

ウ　一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準　同解説」（2017年改訂版、2001年改訂版）に定める「第１次診断法」、「第２次診断法」又は「第３次診断法」による耐震診断

エ　一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準　同解説」（2009年改訂版）に定める「第１次診断法」、「第２次診断法」又は「第３次診断法」による耐震診断

オ　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第３章第８節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断

（５） 耐震基準　住宅の耐震性について、別表第１に定める基準をいう。ただし、簡易耐震改修工事費補助においては、上部構造評点を0.7以上又はIsを0.3以上とするものをいう。

（６） 安全性が低いと診断されたもの　次のいずれかに該当するものをいう。

ア　耐震診断の結果、耐震基準に満たないもの

イ　平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、安全性が低いと診断されたもの（ただし、耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。）

ウ　平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、安全性が低いと診断されたもの（ただし、耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。）

（７）　耐震改修計画策定　住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす改修計画の策定であって、補強設計及び補強設計に基づく耐震改修工事に要する費用の見積並びに耐震判定委員会（既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定・評価等行う委員会をいう。）による建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定等を含む。

（８） 耐震改修工事　住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす工事であって、次に掲げるものをいい、カのみによる工事を除く。

ア　基礎、柱、はり及び耐力壁の補強工事（地盤改良工事を含む。）

イ　屋根を軽量化する工事

ウ　床面の剛性を高める工事

エ　ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法又は町長が別途認める工法（別表第２）による補強工事

オ　減築工事（減築後の住宅が第１号に規定する住宅となるものに限る。）

カ　アからオまでの工事に伴い必要となる附帯工事

（９） 屋根軽量化工事　住宅の屋根全体を非常に重い屋根（土葺瓦屋根）から重い屋根（桟瓦葺等）若しくは軽い屋根（スレート板、鉄板葺等）に又は重い屋根から軽い屋根に軽量化する工事をいい、当該工事に伴い必要となる附帯工事を含むものとする。

(10) シェルター型工事　住宅が倒壊しても、居宅内の安全性が確保できる工事であって、次に掲げるものをいい、当該工事に伴い必要となる附帯工事を含むものとする。

ア　別表第２に掲げる工法に該当するものとして町長が認めるものによる工事

イ　その他町長が別に定める工事

(11) 建替工事　安全性が低いと診断された住宅を除却し、建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合する住宅を、原則として、同一敷地内で新たに建築する工事をいう。

(12) 防災ベッド等　住宅が倒壊しても、安全な空間を確保する防災ベッドその他の装置であって、次に掲げるものをいう。

ア　別表第２に掲げる装置に該当するものとして町長が認めるもの

イ　その他町長が別に定める装置

(13) 高齢者世帯　居住者の全員が交付対象年度の末日時点で65歳以上の高齢者の世帯を

いう。

(14)　一般世帯　高齢者世帯以外の世帯をいう。

(15)　ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法　平成16年度ひょうご住宅耐震改修技術コンペ又は平成18年度ひょうご住宅耐震改修工法コンペで補助対象工法として認められたものをいう。

アからオまで　削除

(16)　住宅改修業者登録制度　住宅改修事業の適正化に関する条例（平成18年兵庫県条例第35号）に基づく住宅改修業者登録制度をいう。

(17) 事業者グループ　県・市町と連携して耐震化に取り組むものとして、県の登録を受けた、設計事務所及び施工業者から構成されるグループをいう。

(18)　附帯工事　次に掲げる工事とする。ただし、著しい機能向上に係るものを除く。

ア　補強する壁の周囲91センチメートルの範囲内における外壁並びに第８号ア、ウ及びエに規定する耐震改修工事を行う室に係る内壁、天井及び床の撤去並びに復旧工事及び断熱工事

イ　耐震改修工事等の工事に伴い必要となる建具の取替工事並びに配管又は配線の切換工事及び既存の備品等（キッチンセット（吊り戸棚を含む。）、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機等）の取外し及び再取付けに係る工事

ウ　軽量化のための屋根の葺替えに伴う下地材及び樋の取替工事

エ　腐朽、シロアリ等により被害のある部分の取替工事

オ　耐震改修工事と同時に行う劣化の改善となる工事

（補助金の交付対象）

第３条　町長は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の内容、補助金の額等に関しては、別表第３から別表第10までに掲げるとおりとする。

（対象となる住宅の要件等）

第４条　補助事業の対象となる住宅は、第２条に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当しない住宅とする。

（１）　現況において、特定行政庁から建築基準法第９条に規定する措置が命じられている住宅

（２）　建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法により建築された住宅

２　耐震改修計画策定は、建築士法（昭和25年法律第202号）第２条に規定する建築士が行うものであること。

３　前項の建築士は、建築士法第23条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務しているものであること。ただし、同法第23条に規定する登録が不要である場合にあっては、この限りでない。

（補助金の交付申請）

第５条　第３条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第１号）及び町長が別に定める添付書類を町長にその指定する期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第６条　町長は、前条の申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

２　町長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

３　町長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

４　補助金の交付を受けようとする者は、前項の交付決定の通知が行われた後でなければ、事業に着手してはならない。

（申請の取下げ）

第７条　前条第３項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第３項の通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

２　前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第８条　補助事業者は、第１号又は第２号に掲げる変更を行おうとする場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第３号）を、第３号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

（１）　補助事業に要する経費の配分の変更（町長が別に定める軽微な変更を除く。）

（２）　補助事業の内容の変更（町長が別に定める軽微な変更を除く。）

（３）　補助事業の中止又は廃止

２　町長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきと認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第５号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第６号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付決定額の変更）

第９条　補助事業者は、第６条第３項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第７号）及び町長が別に定める添付書類を町長にその指定する期日までに提出しなければならない。

２　町長は、前項の申請があったときは、第６条第１項及び第２項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第８号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

３　第６条第４項の規定は、前項の補助金の交付決定額の変更において準用する。

（補助事業の遂行状況報告等）

第10条　補助事業者は、町長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、町長が別

に定めるところにより当該報告をしなければならない。

２　町長は、補助事業の遂行状況を確認するため、必要に応じ、住宅耐震改修工事費補助又は簡易耐震改修工事費補助の交付決定を受けた補助事業者に対して、工事中に中間検査を実施する。

３　町長は、前項の中間検査を実施することとした場合は、中間検査実施通知書（様式第９号）により、補助事業者に通知するものとする。

４　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書（様式第10号）を町長に提出して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）又は第６条の交付決定に係る町の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書（様式第11号）及び町長が別に定める添付書類を町長にその指定する期日までに提出しなければならない。

（是正命令等）

第12条　町長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

２　前項の規定は、第10条第１項の報告があった場合及び同条第２項による中間検査を実施した場合について準用する。

３　補助事業者は、第１項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

（額の確定）

第13条　町長は、補助事業の完了に係る第11条及び前条第３項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第12号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条　町長は、前条の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第13号）により補助金を交付する。

２　町長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払することがある。

（交付決定の取消し）

第15条　町長は、補助事業者が、次の各号の一に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（１）　この要綱の規定に違反したとき。

（２）　補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（３）　交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（４） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

２　町長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条　町長は、前条第１項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

２　町長は、第13条の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

３　町長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前２項の期限を延長することがある。

（加算金及び遅延利息）

第17条　補助事業者は、前条第１項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、新温泉町税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成17年新温泉町条例第78号）に基づく割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

２　補助事業者は、前条第１項及び第２項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、新温泉町税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例に基づく割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。

（全体設計の承認）

第18条　補助金の交付を受けようとする者は、やむを得ない理由により補助事業の実施期間が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、事業費の総額、補助事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書（様式第15号）を町長に提出することができる。

２　町長は、全体設計承認申請書を受理し、審査の上適当と認めたときは、当該全体設計を承認し、全体設計の承認を申請した者に通知するものとする。

３　前２項の規定は、補助事業にかかる費用の総額を変更する場合について準用する。

（設計の確認）

第19条　簡易耐震改修工事費補助の補助事業者は、耐震診断を完了した後かつ耐震改修工事に着手する前に、設計確認書（様式第16号）及び町長が別に定める添付書類を町長に提出しなければならない。

（実績の公表）

第20条　町長は、本事業の補助を受けて実施された耐震改修工事実績の公表を兵庫県知事が行う場合にあっては、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

（帳簿の備付け）

第21条　補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度か

ら５年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第22条　補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、町長の承認を受けなければならない。

２　補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。

（補則）

第23条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が定める。

附　則

この告示は、平成29年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

耐震診断区分	構造種別	耐震基準
1　第2条第4号アによるもの	木造	上部構造評点≧1.0
2　第2条第4号イによるもの	鉄骨造	構造耐震指標Is≧0.6
3　第2条第4号ウによるもの	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標Is／構造耐震判定指標Iso≧1.0 （Iso算定に用いる用途指標Uは1.0とする。）
4　第2条第4号エによるもの	鉄骨鉄筋コンクリート造	構造耐震指標Is／構造耐震判定指標Iso≧1.0 （Iso算定に用いる用途指標Uは1.0とする。）
5　第2条第4号オによるもの	全て	構造計算により安全性が確かめられること。
6　第2条第4号カによるもの	全て	上記1から5までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。

別表第２（第２条関係）

1	（一財）日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価されたもの
2	他都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、その都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受けたもの
3	公的機関の認定、試験等によりその性能が評価されたもの

別表第３（第３条関係）

住宅耐震化補助事業（住宅耐震改修計画策定費補助）

補助事業の対象となる者	次に掲げる要件をすべて満たす者又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族 １　新温泉町内に所在する昭和56年５月31日以前に着工された住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の１／２未満のものに限る。）を含む。）のうち、次の各号のいずれか

	に該当する住宅を所有する者 (1)　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (2)　平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (3)　平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの 2　町税の滞納がない者	
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費（ただし、共同住宅においては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。）	
補助率	２／３	
補助金の額	戸建住宅	実際の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する費用に補助率を乗じた額又は20万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。 ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあっては、３万3,000円を限度とする。
	共同住宅	実際の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する費用（補助事業の対象となる者が所有する住宅に係る部分に要する費用に限る。）に補助率を乗じた額又は12万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。 ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあっては、４万円／戸を限度とする。
その他の事項	1　策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造であることを確認できること。 2　区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。	

別表第４（第３条関係）

住宅耐震化補助事業（住宅耐震改修工事費補助）

補助事業の対象となる者	次に掲げる要件をすべて満たす者（兵庫県民（個人）に限る。）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族 1　新温泉町内に所在する昭和56年５月31日以前に着工された住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の１／２未満のものに限る。）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」及び「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたもの

	を除く。）を所有する者 (1)　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (2)　平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (3)　平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの 2　所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円）以下の者 3　町税の滞納がない者	
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の耐震改修工事に要する経費（ただし、戸建住宅においては総額50万円以上のものに限り、共同住宅においては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。）	
補助率	4／5	
補助金の額	戸建住宅	実際の耐震改修工事に要する費用に補助率を乗じた額又は160万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。 ただし、この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を受けた住宅にあっては、過去に受けた補助金の額を控除する。
	共同住宅	実際の耐震改修工事に要する費用（補助事業の対象となる者が所有する住宅に係る部分に要する費用に限る。）に補助率を乗じた額又は45万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）
その他の事項	1　耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。 2　区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。 3　補助事業の対象となる耐震改修工事は、次の事業者のいずれかとの契約による工事であること（共同住宅の場合は第1号に限る。）。 (1)　兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者 (2)　県にあらかじめ登録された事業者グループで、実績の公表に同意している事業者	

別表第5（第3条関係）

住宅耐震化補助事業（耐震改修計画・工事費パッケージ型補助）

補助事業の対象と	次に掲げる要件をすべて満たす者（兵庫県民（個人）に限る。）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族

なる者	1　新温泉町内に所在する昭和56年５月31日以前に着工された木造戸建住宅（店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の１／２未満のものに限る。）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者 (1)　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (2)　平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (3)　平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの 2　所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円）以下の者 3　町税の滞納がない者
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事（総額が50万円以上のものに限る。）に要する経費
補助率	住宅耐震改修計画策定費：２／３　住宅耐震改修工事費：４／５
補助金の額	耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費に２／３を乗じた額又は20万円のいずれか低い額及び耐震改修工事に要する経費に４／５を乗じた額又は160万円のいずれか低い額を合計した額（千円未満の端数切捨て）。 ただし、この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を過去に受けた住宅にあっては、過去に受けた補助金の額を控除する。
その他の事項	1　耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。 2　事業者グループを構成する事業者で、実績の公表に同意しているものとの契約による耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事であること。 3　「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点0.7以上の場合に限る。）」又はわが家の耐震改修促進事業における「住宅耐震改修工事費補助（部分改修型工事）」の補助金を受けたことがある住宅でないこと。

別表第６（第３条関係）

部分型耐震化補助事業（簡易耐震改修工事費補助）

補助事業	次に掲げる要件をすべて満たす者（兵庫県民（個人）に限る。）又はその者

<table>
<tr><td>の対象となる者</td><td colspan="2">が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族
１　新温泉町内に所在する昭和56年５月31日以前に着工された住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の１／２未満のものに限る。）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者
(1)　耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満又はIs0.3未満のもの
(2)　平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、評点が0.7未満のもの
(3)　平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、評点が0.7未満のもの
２　所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円）以下の者
３　町税の滞納がない者</td></tr>
<tr><td>補助事業の対象となる経費</td><td colspan="2">補助事業の対象となる住宅の所有者が実施する耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事（ただし、戸建住宅においては、総額が50万円以上のものに限る。共同住宅においては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。）に要する経費。ただし、「住宅耐震改修計画策定費補助」の補助金を過去に受けた住宅にあっては、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を控除する。</td></tr>
<tr><td>補助率</td><td colspan="2">４／５</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助金の額</td><td>戸建住宅</td><td>実際の耐震改修工事に要する費用に補助率を乗じた額又は60万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。
ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はIsが0.3以上であることが確認できた場合にあっては、３万3,000円（定額）とする。</td></tr>
<tr><td>共同住宅</td><td>実際の耐震改修工事に要する費用（補助事業の対象となる者が所有する住宅に係る部分に要する費用に限る。）に補助率を乗じた額又は25万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。
ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はIsが0.3以上であることが確認できた場合にあっては、4万円／戸（定額）とする。</td></tr>
<tr><td>その他の事項</td><td colspan="2">１　耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上若しくはIsが0.3以上となっていること又は耐震診断の結果上部構造評点が0.7以上若しくはIsが0.3以上であることが確認できること。
２　補助事業の対象となる耐震改修工事は、次の事業者のいずれかとの契約による工事であること（共同住宅の場合は第１号に限る。）。
(1)　兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者</td></tr>
</table>

	登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者 (2)　県にあらかじめ登録された事業者グループで、実績の公表に同意している事業者

別表第７（第３条関係）

部分型耐震化補助事業（屋根軽量化工事費補助）

補助事業の対象となる者	次に掲げる要件をすべて満たす者（兵庫県民（個人）に限る。）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族 １　新温泉町内に所在する昭和56年５月31日以前に着工された住宅（店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の１／２未満のものに限る。）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者 (1)　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもののうち、補助事業の対象となる経費にある上部構造評点以上1.0未満のもの (2)　平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、補助事業の対象となる経費にある上部構造評点以上1.0未満と診断されたもの (3)　平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、補助事業の対象となる経費にある上部構造評点以上1.0未満と診断されたもの ２　所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円）以下の者 ３　町税の滞納がない者
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の所有者が実施する屋根軽量化工事及びそれに併せて実施する耐震改修工事（総額が50万円以上のものに限る。）に要する経費 ・「非常に重い屋根」を「重い屋根」又は「重い屋根」を「軽い屋根」に軽量化する工事に要する経費で既存住宅の上部構造評点が0.6以上のもの ・「非常に重い屋根」を「軽い屋根」に軽量化する工事に要する費用で既存住宅の上部構造評点が0.5以上のもの
補助率	定額
補助金の額	補助の対象となる経費又は60万円のいずれか低い額
その他の事項	補助事業の対象となる耐震改修工事は、次の事業者のいずれかとの契約による工事であること。 (1)　兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者 (2)　県にあらかじめ登録された事業者グループで、実績の公表に同意してい

	る事業者

別表第８（第３条関係）

部分型耐震化補助事業（シェルター型工事費補助）

補助事業の対象となる者	次に掲げる要件をすべて満たす者（兵庫県民（個人）に限る。）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族 １　新温泉町内に所在する昭和56年５月31日以前に着工された住宅（店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の１／２未満のものに限る。）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者 (1)　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたのもの (2)　平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (3)　平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの ２　所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円）以下の者 ３　町税の滞納がない者	
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の所有者が実施するシェルター型工事（総額が50万円以上のものに限る。）に要する経費	
補助率	定額	
補助金の額	一般世帯	補助事業の対象となる経費又は60万円のいずれか低い額
	高齢者世帯	補助事業の対象となる経費又は115万円のいずれか低い額
その他の事項	―	

別表第９（第３条関係）

住宅耐震化補助事業（建替工事費補助）

補助事業の対象となる者	次に掲げる要件をすべて満たす者（兵庫県民（個人）に限る。）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族 １　除却する住宅（この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」若しくは「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けた

	ものを除く。）の所有者又はその所有者に準ずると町長が認める者 ２　新たに建築する住宅の所有者 ３　所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円）以下の者 ４　町税の滞納がない者
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる者が、第１項に該当する住宅の敷地内において第１項に該当する住宅を除却し、第２項に定める住宅に建て替える工事（総額が100万円以上のものに限る。）に要する経費。ただし、この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を過去に受けた住宅にあっては、過去に受けた補助金の額を控除する。 １　除却する住宅は、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。 (1)　新温泉町内に所在する昭和56年５月31日以前に着工された住宅（店舗併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の１／２未満のものに限る。）を含む。） (2)　所有者又はその所有者に準ずると町長が認める者が自己の居住の用に供するもの (3)　次の各号のいずれかに該当するもの ア　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの イ　平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの ウ　平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの ２　建て替え後の住宅は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。 (1)　所有者が自己の居住の用に供するもの (2)　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号）第１条第１項第２号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであること。ただし、令和３年度末までに設計に着手している場合は、この限りでない。 (3)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域内でないこと。ただし、令和３年度末までに設計に着手している場合は、この限りでない。
補助率	４／５
補助金の額	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は115万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）

その他の事項	―

別表第10（第３条関係）

部分型耐震化補助事業（防災ベッド等設置費補助）

補助事業の対象となる者	次に掲げる要件をすべて満たす者（兵庫県民（個人）に限る。）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族 １　新温泉町内に所在する昭和56年５月31日以前に着工された住宅（店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の１／２未満のものに限る。）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者 (1)　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたのもの (2)　平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (3)　平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの ２　所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円）以下の者 ３　町税の滞納がない者
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の所有者が実施する防災ベッド等（総額が10万円以上のものに限る。）の設置に要する経費
補助率	定額
補助金の額	10万円
その他の事項	―